

未来に向けた保育施策のあり方の概要

1. 荒川区の保育に関する現況と課題

- (1) 待機児童解消に向けた保育施設整備
 - ・待機児童数は平成29年に比べ2年連続で減少し平成31年4月現在45人
 - ・今後は、地域ごとの保育需要の動向を一層注視した施設整備と、保育施設間での連携・協力が課題
- (2) 保育サービスの実施状況
 - ・これまで、一時保育（一時預かり）や病児・病後児保育等を導入
 - ・今後は医療的ケア児や発達障がい児など特別な配慮が必要な子どもへの対応等が課題
- (3) 保育施設への巡回指導
 - ・巡回指導による保育施設への助言・指導を実施（H30実績：359回）
 - ・今後は、急増する保育施設への効率的・効果的な巡回指導実施に向けた体制整備が課題
- (4) 子育て家庭への支援
 - ・各保育園で、子育て家庭の悩みや不安解消のための相談に対応
 - ・今後は、区での児童相談所開設を見据え、虐待を未然に防ぐ予防的な取組や子育て家庭への支援の強化が必要

2. 保育施設が今後果たしていくべき役割

区内の保育施設は71施設（区立12、区立こども園1、公設民営8、私立32、認定こども園1、地域型保育6、認証11、家庭福祉員23人）
 私立保育園は10年前に比べ6倍以上に急増
 公立私立問わず、全ての保育施設が協力・連携する必要あり

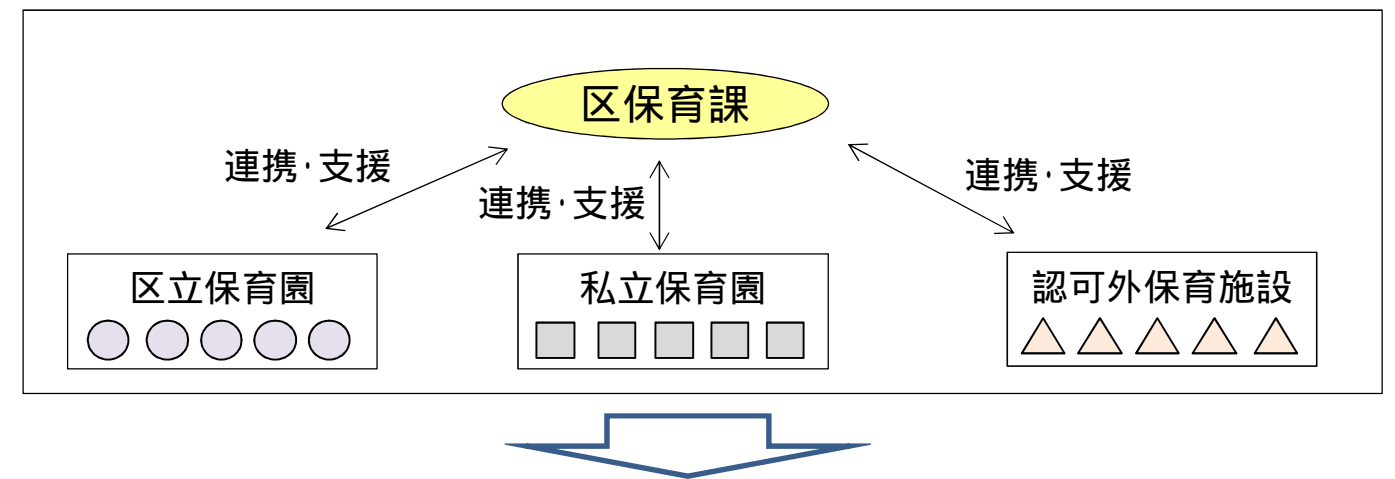
- (1) 保育の質の確保・向上
 - ・保育施設への指導・管理体制の強化や特別な配慮が必要な子どもへの対応を進め、保育の質の確保・向上を図る
- (2) 保育サービス充実に向けた連携強化
 - ・地域における課題解決に向けて、地域内の保育施設の連携を強化
- (3) 地域の子育て拠点としての役割
 - ・在宅育児家庭を含めた全ての子育て家庭に対応する拠点としての役割
 - ・支援が必要な家庭の早期発見と継続的な支援を実施

3. 役割を果たしていくための体制

保育施設が質の高い保育サービスの提供に向けて役割を果たしていくためには保育ニーズに迅速な対応が可能な連携体制を整備することが必要

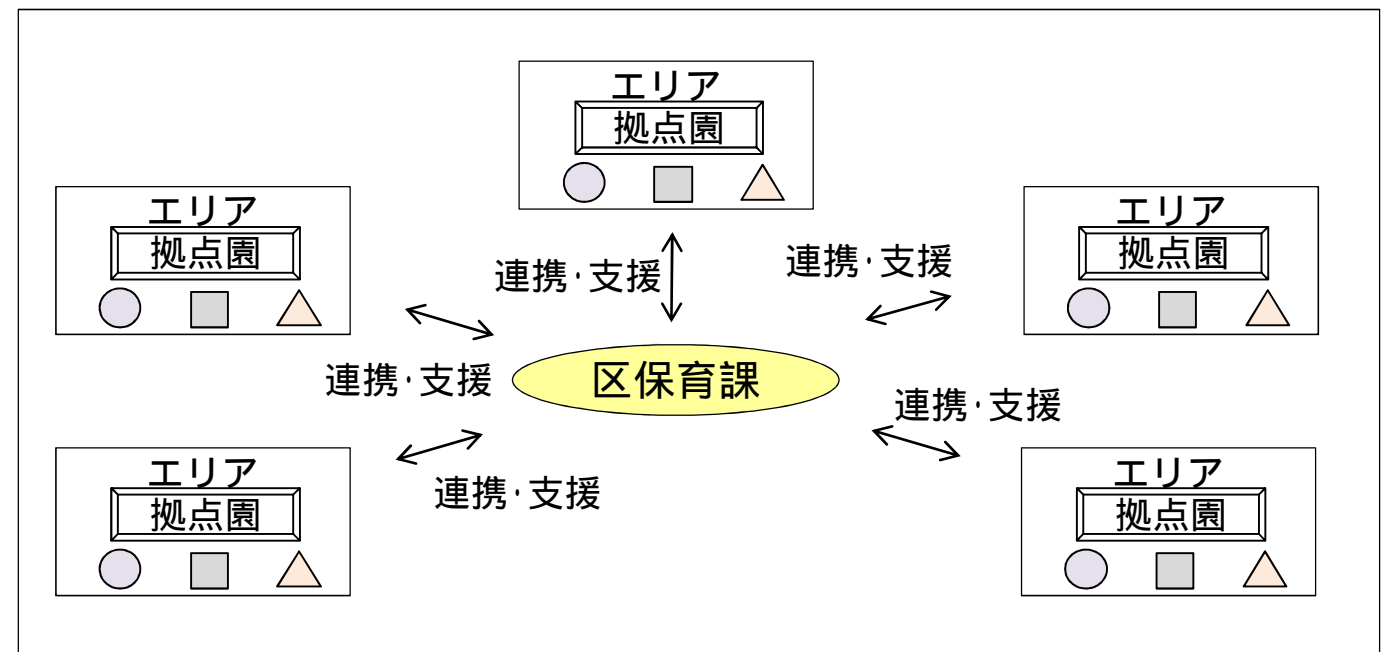
- (1) 現在の体制
 - ・保育課が保育園に対する指導検査や巡回指導、園長会や連絡会等の保育園同士の連携・情報共有の場を設定

【現在の体制のイメージ図】



- (2) 今後目指していく体制
 - ・これまでの連携体制に加え、エリア単位で連携していく体制を構築

【今後目指していく体制のイメージ図】



3. 役割を果たしていくための体制(続き)

(3) 地域(エリア)の設定及び拠点園の設置

エリアの設定

- ・5つのエリア(南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里)を設定し、各エリア内の保育施設同士のネットワーク化を図っていく

各エリアの状況

- ・各エリアの状況を考慮し、エリアの核となり他の保育施設を支援・調整する役割を担う拠点園の選定を検討

拠点園の選定

- ・各エリアの状況を考慮し、エリアの核となる拠点園を選定
- ・拠点園以外の区立保育園は、民間活力の積極的な活用の観点から、段階的に民営化
- ・保育需要や各エリアの保育施設の状況に応じて、今後、私立保育園を含む新たな拠点園の選定や拠点園数の適正化を検討

【拠点園の選定】(当面の間)

エリア		拠点園		エリアネットワークの規模	
No	地域	設置数	拠点園 ²	施設数 ¹	保育定員総数(人)
	南千住	2	・第二南千住 ・荒川さつき	18	1,640
	荒川	1	・三河島	9	799
	町屋	1	・原	8	892
	尾久	2	・熊野前 ・西尾久みどり	14	1,096
	日暮里	2	・第二東日暮里 ・西日暮里	22	1,513

1 家庭福祉員を除く

2 南千住の区立保育園は1園のみのため第二南千住と荒川さつきを選定

4. 取組の方向性

(1) 保育の質の確保・向上に向けた取組

巡回訪問の実施

- ・巡回体制強化に向けて拠点園が地域内の保育施設への巡回訪問を実施
- ・特別な配慮が必要な子どもへの対応
- ・病児・病後児保育事業を実施している保育園への支援
- ・医療的ケア児や発達障がい児など特別な配慮が必要な子どもへの保育サービスの検討
- ・拠点園に保育コンシェルジュ等を派遣し、保育相談体制を整備

(2) 拠点園の体制強化

拠点園を地域の中核と位置付け、担当係長及び担当職員を配置

(3) 拠点園を中心としたエリアネットワークの連携強化

ネットワーク会議の実施

- ・拠点園が地域内保育施設が参加するネットワーク会議を主体的に実施
- ・公開保育・合同研修の充実
- ・拠点園が第三者視点による公開保育や合同研修を主体的に実施

(4) 地域の子育て拠点としての支援

地域・異世代間交流事業の実施

- ・信頼関係構築に向けた子どもと地域との交流事業の実施

支援が必要な家庭の早期発見及び対応

- ・虐待予防に向けて区立保育園と児童相談所との迅速な連携を図り、支援が必要な家庭の早期発見と継続的な支援を実施

5. 区立保育園の民営化等

(1) 区立保育園の民営化

- ・当面、拠点園以外の区立保育園(荒川、東尾久、西尾久、ひぐらし)は、段階的に民営化
- ・運営事業者は公募により選定

(2) 民営化のスケジュール

- ・保護者への配慮や運営法人の準備期間を考慮したスケジュールで実施
- ・各園の具体的な民営化スケジュールは保育需要等を勘案しながら検討

(3) 財源・人材の活用

- ・拠点園以外の公立保育園の民営化により生じる財源と人員を拠点園での新たな取組の実施に活用